

宮崎水資源再生センター包括維持管理外業務委託  
受託者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 宮崎水資源再生センター包括維持管理外業務委託の受託者を公平かつ適正に選定するにあたり、宮崎水資源再生センター包括維持管理外業務委託受託者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討を行い、その結果を上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に報告するものとする。

- (1) 受託者の選定に関する事項
- (2) その他管理者が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから管理者が参画依頼し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 大分市上下水道局の職員
- (3) その他管理者が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、参画依頼又は任命の日から第2条の規定による管理者への報告が完了した日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委員の責務)

第7条 委員は公正かつ公正に職務を遂行しなければならない。

- 2 委員は、委員会の内容又は職務上知り得た情報を漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

(報償金等)

第8条 委員（第3条第2項第2号に規定する委員を除く。）に対する報償金等は、予算の範囲内で、管理者が決定し、これを支払うことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、上下水道部経営企画課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるものほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年3月19日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、第2条の規定による報告の日限り、その効力を失う。